

The Japanese translation of the Unidroit Principles on Digital Assets and Private Law has been prepared under the supervision of Professor Hideki Kanda (Professor Emeritus, University of Tokyo; Chair of Unidroit's Digital Assets and Private Law Working Group) by Professors Hiroo Sono (Hokkaido University) and Souichirou Kozuka (Gakushuin University). All rights reserved.

Translation into the Japanese language of the official version of the black-letter rules of the UNIDROIT Principles on Digital Assets and Private Law published by UNIDROIT* – The translators gratefully acknowledge permission to translate given by UNIDROIT in June 2025; Japanese not being an official language of UNIDROIT, UNIDROIT has not reviewed this translation.

* UNIDROIT – Via Panisperna, 28 – 00184 Rome (Italy) – <www.unidroit.org> – publications@unidroit.org

デジタル資産と私法に関する UNIDROIT 原則

第 I 節：本原則の対象と定義

原則 1

本原則の対象

本原則は、デジタル資産に関する私法を取り扱う。

原則 2

定 義

- (1) 「電子記録」とは、(i) 電子媒体に保存され、かつ、(ii) 取り出しが可能な情報をいう。
- (2) 「デジタル資産」とは、支配の対象となることが可能な電子記録をいう。
- (3) 「原則法」とは、国家法のうち、本原則を実施する又は本原則と整合的なあらゆる部分をいう。
- (4) 「他の法」とは、国家法のうち、原則法以外のものをいう。
- (5) デジタル資産の譲渡に関して、
 - (a) デジタル資産の「譲渡」とは、デジタル資産についての物権的権利の、ある者から他の者への変更をいう。
 - (b) 「譲渡」という用語は、派生するデジタル資産の物権的権利の取得を含む。
 - (c) 「譲渡人」とは、譲渡を行う者をいい、「譲受人」とは、物権的権利の譲渡を受ける者をいう。
 - (d) 「譲渡」という用語は、担保権者のために担保権を設定することを含み、「譲受人」という用語は担保権者を含む。
- (6) 「倒産関連手続」とは、集団的な司法手続又は行政手続（暫定的手続を含む。）であって、再建又は清算を目的として、債務者の財産又は事業について、次の 1 以上のことがあてはまるものをいう。
 - (a) 当該債務者の財産又は事業が裁判所その他の権限ある当局による管理又は監督に服すること
 - (b) 当該債務者が、自己の財産又は事業を管理又は処分はすることが法により制限されていること
 - (c) 当該債務者の債権者が、当該債務者の財産又は事業に執行することが法により制限されていること
- (7) 以下に掲げる用語の意味は、本原則の別の箇所において定義される。
 - (a) 「発行者」（原則 5(1)(c)における定義として原則 5(2)(f)）

- (b) 「支配」(原則 6)
 - (c) 「支配の変更」(原則 6(2))
 - (d) 「派生するデジタル資産」(原則 6(2))
 - (e) 「物権的請求」(原則 8(2))
 - (f) 「カストディアン」、「サブカストディアン」及び「顧客」(原則 10(1))
 - (g) 「管理する」(原則 10(2))
 - (h) 「カストディ契約」(原則 10(3)及び(4))
 - (i) 「不足」(原則 13(5))
- (8) 単数形の語は複数形を含み、複数形の語は単数形を含む。

原則 3

一般原則

- (1) デジタル資産は、物権的権利の対象となることができる。
- (2) 原則法は、他の法と抵触する場合には当該他の法に優先する。
- (3) 本原則に別段の定めがある場合を除き、他の法が、次の事項を含む全ての事項に適用される。
 - (a) ある者がデジタル資産について物権的権利を有するか否か
 - (b) デジタル資産についての物権的権利が他の者に有効に譲渡されたか否か
 - (c) デジタル資産についての担保権が有効に設定されたか否か
 - (d) デジタル資産の譲渡人と譲受人の間の権利関係
 - (e) デジタル資産に担保権を設定した者と担保権の設定を受けた担保権者の間の権利関係
 - (f) デジタル資産の譲渡が第三者対抗力を有することの法的効果
 - (g) デジタル資産についての担保権が第三者対抗力を有するための要件及び第三者対抗力を有することの法的効果

原則 4

リンクされた資産

本原則が適用されるデジタル資産には、他の資産にリンクされたデジタル資産を含む。当該他の資産は、有形又は無形（他のデジタル資産である場合を含む。）でありうる。デジタル資産と当該他の資産の間のリンクの存在、要件及び法的効果（デジタル資産の譲渡が当該他の資産に及ぼす効果を含む。）については、他の法が適用される。

第Ⅱ節：国際私法

原則5

準拠法

(1) (2)に従い、デジタル資産に関する物権的権利に係る事項については、次の法が適用される。

(a) 当該デジタル資産上で明示的に指定された国の国内法及び（それがあある場合には）当該デジタル資産上で明示的に指定された本原則中の原則

(b) (a)の規定によって準拠法が決められない場合には、当該デジタル資産が記録されているシステム上で明示的に指定された国の国内法及び（それがあある場合には）当該デジタル資産が記録されているシステム上で明示的に指定された本原則中の原則

(c) (a)及び(b)の規定によって準拠法が決められない場合において、デジタル資産の発行者が存在するとき（同種の複数のデジタル資産について発行者が同一であるときを含む。）は、発行者の法律上の所在地がある国の国内法（その法律上の所在地が公衆により容易に確認できることを条件とする）

(d) 上記のいずれにも当たらない場合には、

選択肢A

(i) 法廷地国が特定する当該法廷地国の法の側面又は規定

(ii) (d)(i)によって準拠法が定まらないときは、当該法廷地国が特定する本原則中の原則

(iii) (d)(i)又は(ii)によって準拠法が定まらないときは、法廷地国の国際私法の準則により定まる準拠法

選択肢B

(i) 法廷地国が特定する本原則中の原則

(ii) (d)(i)によって準拠法が定まらないときは、法廷地国の国際私法の準則により定まる準拠法

(2) (1)の解釈及び適用においては、次のことを考慮しなければならない。

(a) デジタル資産に関する物権的権利に係る事項、なかでもデジタル資産の取得及び処分に関する事項は、常に法律問題であること

(b) デジタル資産上又はデジタル資産が記録されているシステム上に準拠法が指定されているか否かを判断するにあたっては、当該デジタル資産又は当該システムに付されている又は関連づけられている記録を考慮すること。ただし、そのような記録を、当該デジタル資産を取り扱う者が容易に確認できる場合に限る。

(c) デジタル資産の譲渡、取得その他の取扱いをする者は、(1)(a)、(1)(b)又は(1)(c)により定まる準拠法に同意したものであること

(d) (1)により定まる準拠法は、同種の全てのデジタル資産に適用されること

(e) デジタル資産が初めて発行又は生成された後に、(1)(a)又は(1)(b)、

- (1) (c) の適用によって準拠法が変更された場合であっても、当該変更前に生じたデジタル資産についての物権的権利はそれによって影響を受けないこと
- (f) (1) (c) に規定する「発行者」とは、法人であって、次の(i)及び(ii)を満たす法人をいうこと
- (i) 当該デジタル資産又は同種のデジタル資産を有償で流通に置いた法人；
かつ
- (ii) 公衆が容易に確認可能な方法で、
- (A) 自己を名称に示された者として特定し、
- (B) 自己の法律上の所在地を特定し、かつ
- (C) 自己を、当該デジタル資産又は同種のデジタル資産を有償で流通に置いた者として特定している法人
- (3) 原則 10 から原則 13 までに規定する事項（契約がカストディ契約に当たるか否かを含む。）に適用される法は、当該契約において契約の準拠法として明示的に指定された国の国内法である。ただし、当該契約が明示的にそれ以外の法をそれらの事項全ての準拠法として定めた場合には、当該他の法である。
- (4) (1) 及び(2)は、(3)が適用される場合には、適用されない。
- (5) 次の事項の判断は他の法による。
- (a) 支配以外の方法によって第三者対抗力を備えたデジタル資産についての担保権の、第三者対抗力の準拠法
- (b) 支配以外の方法によって第三者対抗力を備えた競合する担保権の、優先順位を判断するための準拠法
- (6) 倒産関連手続が開始した場合であっても、(7)が適用される場合を除き、当該倒産関連手続の開始前に生じた事実に関連する、デジタル資産に関する物権的権利に係る全ての事項は、本原則により定まる準拠法が規律する。
- (7) (6)は、倒産関連手続を理由として適用される準拠法の実体法規定及び手続法規定の適用に影響を及ぼさない。そのような規定には以下に関するものが含まれる。
- (a) 請求権の種類の種類
- (b) 偏頗行為又は債権者を詐害する譲渡を理由とする取引の否認
- (c) 倒産管財人の管理又は監督下にある財産に対する権利の執行

第Ⅲ節：支配と譲渡

原則 6

支 配

- (1) ある者がデジタル資産の「支配」を有するのは、次の(a)及び(b)が満たされる場合をいう。

- (a) (2)及び(3)が適用される場合を除き、デジタル資産又は関連するプロトコル若しくはシステムが、その者に対して次のすべてを付与すること
 - (i) 当該デジタル資産から生じる実質的に全ての利益を他の者が取得することを妨げる排他的な能力
 - (ii) 当該デジタル資産から生じる実質的に全ての利益を取得する能力
 - (iii) (a) (i)及び(a) (ii)、(a) (iii)が定める能力を他の者に譲渡する排他的な能力
- (b) デジタル資産又は関連するプロトコル若しくはシステムによって、その者が自己を(a)に規定する能力を有する者として特定することができること。
- (2) 「支配の変更」は、(1) (a)の定める能力を他の者に移転させることをいい、デジタル資産の交換、改変、破棄、消却、除去及びその結果それに対応した、他の者の支配に服する新たなデジタル資産（「派生するデジタル資産」）の派生的な生成を含む。
- (3) 次のいずれかの場合には、その限度で、(1) (a)の適用上、能力は排他的である必要はない。
 - (a) 当該デジタル資産又は関連するプロトコル若しくはシステムが、当該デジタル資産の利用を制限し、又は当該デジタル資産に変更（当該デジタル資産の支配の変更又は喪失を含む。）を生じさせるようプログラミングされている場合
 - (b) 支配を有する者が、当該能力を一以上の他の者と共同で有することに合意し、同意し、又はこれを黙認している場合

原則 7

デジタル資産の支配を有する者の特定

- (1) ある者によるデジタル資産の支配の有無が争われているいかなる手続においても、次のとおりとする。
 - (a) その者は、原則 6(1) (a)に規定する能力について、原則 6(1) (b)の定める特定のための要件が満たされていることを示せば足りる。
 - (b) その者が、原則 6(1) (a) (i)及び 6(1) (a) (iii)に規定する能力を有することを示した場合には、それらの能力は排他的なものであると推定する。
- (2) 原則 6(1) (b)にいう特定は、識別番号、暗号鍵、事務所又は口座番号を含む（がこれに限られない）合理的な方法によって行うことができる。このことは、当該特定が、その対象となっている者の氏名を示さず、又はその者が誰であるかを示していない場合であっても変わらない。

原則 8

善意取得

- (1) 譲受人は、善意取得者に当たるためには、次の要件を満たさなければならない。
 - (a) デジタル資産の支配を取得すること、及び
 - (b) 関連する国が規定する善意取得及び負担なき取得ルールに相当する要件を満たすこと
- (2) 善意取得者は、競合する物権的権利（「物権的請求」）の負担のないデジタル資産を取得する。
- (3) デジタル資産に関する物権的請求に基づくいかなる権利も、当該デジタル資産の善意取得者に対して有効に主張することができない。
- (4) 善意取得者は、デジタル資産の支配を変更した譲渡人が不法に行為し、当該デジタル資産についていかなる物権的権利を有していなかった場合であっても、当該デジタル資産について物権的権利を取得することができる。
- (5) 本原則が原則 5(1)に従って適用される場合には、譲受人がデジタル資産について善意取得者に当たるためには、上記(1)(a)に規定する要件に加えて、次の(a)から(d)の要件を満たさなければならない。
 - (a) デジタル資産の譲受人は、デジタル資産の支配の取得時に、他の者が当該デジタル資産について利益を有すること、及び、当該取得がその利益に関してその者の権利を害することを、現実に関知又は知っているべきであった場合を除き、善意取得者である。
 - (b) ある者が利益又は事実を知っているべきであったか否かを判断するにあたっては、
 - (i) その判断は、当該デジタル資産に関連する市場の特徴及び当該市場において期待されていることを考慮しなければならない、かつ、
 - (ii) その者は、照会又は調査をする一般的な義務を負わない。
 - (c) 団体が利益又は事実を現実に関知又は知っているべきであったとされるのは、当該利益又は事実が関係する事項についての責任者である個人に対して、当該権利又は事実が知らされた時又は知らされるのが合理的であった時からである。
 - (d) デジタル資産の譲渡が、贈与その他の無償行為として行われ、かつ、担保権の設定に当たらないときには、デジタル資産の譲受人は善意取得者に当たらない。
- (6) 原則 9 に定める場合を除き、(1)に基づいて、又は、(5)が適用される場合に(5)に基づいて、譲受人が善意取得者に当たらないときには、当該譲受人の権利、及び、責任があればその責任については、他の法が適用される。

原則 9

譲受人の権利

- (1) 原則 8 が適用される場合を除き、何人も自らがデジタル資産について有する物権的権利のみ（それがあある場合に限る。）を譲渡することができ、それ以上の物権的権利を譲渡することはできない。
- (2) デジタル資産についての物権的権利の譲受人は、譲渡人が有していた又は譲渡する権限を有していた当該物権的権利の全てを取得する。ただし、譲渡されたのが権利の一部である場合には、譲受人はその一部の権利のみを取得する。

第Ⅳ節：カストディ

原則 10

カストディ

- (1) 本原則において
 - (a) 「カストディアン」とは、(3) 及び(4) に定義されるカストディ契約に従って顧客に対してサービスを提供する者であって、カストディアンの資格で行為する者をいう。
 - (b) 「サブカストディアン」とは、(3) 及び(4) に定義されるカストディ契約に従って他のカストディアンに対してサービスを提供する者であって、サブカストディアンの資格で行為する者をいう。
 - (c) 「顧客」とは、(3) 及び(4) に定義されるカストディ契約に従って、カストディアンがサービスを提供する相手方をいう。
- (2) カストディアンは、次の場合には、顧客のためにデジタル資産を「管理」しているものとする。
 - (a) 当該カストディアンが、当該デジタル資産の支配を有する場合、又は
 - (b) 当該カストディアンが、当該デジタル資産について、原則 11(4) の規定する事情の下でサブカストディアンと(3) に定義するカストディ契約を締結した場合
- (3) (4) が規定する場合を除き、デジタル資産に関する顧客へのサービスに係る契約は、次の場合に「カストディ契約」に当たる。
 - (a) 当該サービスが、サービス提供者の通常の営業の過程において提供されるものであり、
 - (b) 当該サービス提供者が、顧客のためにデジタル資産を（未取得の場合には）取得し、管理する義務を負い、かつ
 - (c) 当該顧客が、原則 6(2) の定める意味において、当該デジタル資産の支配を変更する排他的な能力を有さない場合

- (4) (3)に当てはまる契約であっても、当該サービス提供者の倒産関連手続が開始された場合に、当該デジタル資産が、当該サービス提供者の債権者に分配される当該サービス提供者の財産の一部となることが、当該契約から明らかな場合には、カストディ契約には当たらない。
- (5) カストディアンと顧客間の関係は、当該顧客が、当該デジタル資産に関して第三者のために何らかの資格で行為している場合であっても、存在しうる。

原則 11

顧客に対するカストディアンの義務

- (1) カストディアンは、顧客に対して次の義務を負う。
 - (a) カストディアンは、顧客及び他の法によって認められる場合を除き、デジタル資産を譲渡する権限又は自己の利益のために使用する権限を有さない。
 - (b) カストディアンは、顧客による、デジタル資産を譲渡する指図に従う義務を負う。ただし、次の場合はこの限りでない。
 - (i) カストディアンが、他の法又は当該カストディアンと第三者間の合意であって、当該顧客も当事者であるもの又は当該顧客の同意のあるものによって、当該指図に従うことを禁止されている場合
 - (ii) カストディアンが、他の法又は顧客との合意により、一定の事情の下では、当該指図に従う義務がないとされている場合
 - (c) カストディアンは、デジタル資産を保護する義務を負う。
- (2) カストディ契約又は他の法により禁止されていない限り、カストディアンは、同一種類のデジタル資産を、複数の顧客のために、分別されていないプールで管理することができる。
- (3) 顧客に対するカストディアンの義務には、以下を含めることができる。
 - (a) 管理しているデジタル資産の記録を顧客ごとに作成する義務
 - (b) 顧客のために作成した記録に対応するデジタル資産を、常に、安全かつ効果的に管理する義務
 - (c) (b)の義務を履行するために必要である場合には、速やかにデジタル資産を取得する義務
 - (d) 顧客のために管理するデジタル資産と自己の計算で管理するデジタル資産を分別する義務
 - (e) カストディアンその他の者に付与された権利がある場合を除き、顧客のために管理するデジタル資産から生ずる利益を当該顧客に引き渡す義務
- (4) 顧客又は他の法により認められる場合には、カストディアンは、本原則に基づく自己の顧客に対する義務を、サブカストディアンが本原則の定める義務を負うことを条件として、サブカストディアンとカストディ契約を締結することによって履行することができる。
- (5) カストディアンが顧客のために管理するデジタル資産は、次の担保権の目的

とすることができる。

- (a) 顧客が当該カストディアンのために設定した担保権
- (b) 他の法に基づいて当該カストディアンのために発生する担保権
- (c) 顧客が第三者のために設定した担保権

原則 12

善意の顧客

- (1) (2)が適用される場合を除き、カストディアンが、原則 10(3)及び(4)の定義するカストディ契約に基づいてデジタル資産を管理する場合には、当該資産に対する物権的請求に基づく権利は、当該顧客に対して有効に主張することができない。
- (2) 顧客が、カストディアンが当該顧客のためにデジタル資産の管理を開始した時に、他の者が当該デジタル資産に利益を有すること、及び、当該デジタル資産の取得が、その利益に関して当該他の者の権利を害することを、現実には知り又は知っているべきであった場合には(1)は適用しない。
- (3) デジタル資産が、カストディアンによって複数の顧客のために、分別されていないプールで管理されている場合には、(1)及び(2)は、管理されているデジタル資産の顧客ごとに適用する。

原則 13

カストディアンの倒産及び債権者の権利

- (1) カストディアンがカストディ契約に基づいて顧客のために管理するデジタル資産は、カストディアンの債権者の権利の満足のために用いることはできない。
- (2) カストディアンについて倒産関連手続が開始された場合、当該カストディアンがカストディ契約に基づいて顧客のために管理するデジタル資産は、カストディアンの債権者に分配されるカストディアンの財産の一部を構成しない。
- (3) カストディアンが、サブカストディアンを用いて顧客のためにデジタル資産を管理する場合において、当該カストディアンについて倒産関連手続が開始されたときには、当該デジタル資産に関して当該カストディアンがサブカストディアンに対して有する権利は、カストディアンの債権者に分配されるカストディアンの財産の一部を構成しない。
- (4) カストディアンについて倒産関連手続が開始された場合には、倒産管財人は、次の合理的な措置をとらなければならない。
 - (a) 当該カストディアンの顧客のために管理されているデジタル資産の支配を、当該顧客又は当該顧客が指名するカストディアンの支配に変更するため

の合理的な措置

- (b) 当該カストディアンが顧客のために管理されているデジタル資産に関して当該カストディアンがサブカストディアンに対して有する権利に、当該顧客に対する移転その他の方法（当該顧客が指名した他のカストディアンに移転することを含む）で当該顧客がアクセスできるようにするための合理的な措置
 - (5) 次の全ての要件を満たす場合には、(6)及び(7)を適用する。
 - (a) カストディアンについて倒産関連手続が開始したこと
 - (b) 同種のデジタル資産が、当該カストディアンによって複数の顧客のために分別されていないプールで管理されていること
 - (c) 倒産したカストディアンが顧客のために管理しているデジタル資産の量が、当該カストディアンがそれらの顧客のために管理する義務を負う同種のデジタル資産の合計量より少ないこと（「不足」）
- [(6) 不足は、第一次的にはカストディアンが自己のために管理する同種のデジタル資産から充当される。]¹
- (7) 「残存する」不足は、カストディアンが分別されていないプールで管理するデジタル資産についての顧客が、カストディアンがそれぞれの顧客に対して管理する義務を負う同種のデジタル資産の量の割合により負担する。
 - (8) カストディアンが、サブカストディアンを用いて顧客のためにデジタル資産を管理している場合において、当該サブカストディアンについて倒産関連手続が開始したときには、カストディアンは、倒産管財人から当該デジタル資産の支配を取得するか、当該デジタル資産を他のサブカストディアンを用いて管理するようにしなければならない。

第V節：担保取引

原則 14

担保取引：一般

- (1) デジタル資産は、担保権の目的となることができる。
- (2) デジタル資産が他の資産にリンクされている場合において、当該デジタル資産に担保権が設定されたことが、当該他の資産に及ぼす法的効果については、他の法が適用される。
- (3) デジタル資産が他の資産にリンクされている場合において、当該デジタル資産についての担保権が第三者対抗力を備えたことが、当該他の資産に及ぼす法

¹ 原則 13(6)は各国が採用するかどうか選択することのできるオプションな規定である。採用する場合には、原則 13(7)の「残存する」という文言を用いる必要がある。

的効果については、他の法が適用される。

原則 15

第三者対抗力具備の方法としての支配

デジタル資産についての担保権は、次のいずれかの要件を満たす場合には、当該デジタル資産の支配による第三者対抗力を備える。

- (a) 担保権者が、原則 6 の定義に従い、デジタル資産を支配すること
- (b) カストディアンが、原則 10(2)が定めるところに従い、担保権者のためにデジタル資産を管理すること

原則 16

担保権の優先順位

原則 15 に従って支配による第三者対抗力を備えたデジタル資産についての担保権は、支配以外の方法のみによって第三者対抗力を備えたデジタル資産についての担保権に優先する。

原則 17

担保権の実行

- (1) デジタル資産についての担保権の実行は、手続を信義則に従って、若しくは商業上合理的な手法で、又はその双方によって進めるべき要件を含め、他の法に服する。
- (2) カストディアンが管理するデジタル資産についての担保権が、支配以外の方法により第三者対抗力を備える場合には、カストディアンが別段の合意をしたときを除き、担保権者は裁判所その他の公的機関の命令に従ってのみ担保権を実行することができる。

第VI節：執行を含む手続法

原則 18

執行を含む手続法

本原則に別段の規定がある場合を除き、デジタル資産に関する手続的事項（執行

を含む。)については、他の法が適用される。

第Ⅶ節：倒産

原則 19

デジタル資産についての物権的権利に及ぼす倒産の効果

- (1) デジタル資産についての物権的権利であって、原則法又は他の法によって第三者対抗力を有するものは、倒産管財人、債権者その他倒産関連手続におけるあらゆる第三者に対しても効力を有する。
- (2) (1)は、倒産関連手続を理由として適用される準拠法の実体法規定及び手続法規定の適用に影響を及ぼさない。そのような規定には以下に関するものが含まれる。
 - (a) 請求権の種類順位
 - (b) 偏頗行為又は債権者を詐害する譲渡を理由とする取引の否認
 - (c) 倒産管財人の管理又は監督下にある財産に対する権利の執行